

○田川地区清掃施設組合事務局設置条例施行規則

昭和 58 年 8 月 1 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合事務局設置条例(昭和 58 年条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の所在)

第 2 条 田川地区清掃施設組合事務局(以下「事務局」という。)は、田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)内に置く。

(組織)

第 3 条 事務局に次の課を置き、その事務分掌は別表のとおりとする。

施設管理課

(職員)

第 4 条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 課長

(3) 係長

2 前項に定めるもののほか、事務局に所要の職員を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 一 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 2 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 1 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年規則第 2 号)

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

課	係	分掌事務
施設管理課	総務管理係	(1) 議会の招集及び議案に関すること。 (2) 財産の取得及び処分に関すること。 (3) 監査に関すること。 (4) 公平委員会に関すること。 (5) 条例、規則その他法制に関すること。 (6) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。 (7) 出納及び記録管理に関すること。 (8) 資金計画及び資金の保管運用に関すること。 (9) 人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。 (10) 公印の保管に関すること。 (11) 施設運営協議会及び正副組合長会議に関すること。 (12) 審査請求に関すること。 (13) 情報公開・個人情報保護の取扱いに関すること。 (14) 他の係の所管に属しない事務に関すること。
	田川市川崎町清掃センター(ごみ)	(1) ごみ処理施設及びごみ最終処分場の維持管理に関すること。 (2) 施設に係る財産管理に関すること。 (3) 業務報告書等諸統計に関すること。 (4) ごみ搬入の許可又は制限調整に関すること。
	乙女環境センター(し尿)	(1) し尿処理施設の維持管理に関すること。

		<p>(2) 施設に係る財産管理に関すること。</p> <p>(3) 業務報告書等諸統計に関すること。</p> <p>(4) し尿搬入の許可又は制限調整に関すること。</p>
--	--	---